

# 歴史と主体 —— 中村丈夫研究

## 第4号

	第4号発行に当たって●大石和雄	1
<b>特集・会員座談会</b>	戦後70年と中村丈夫 (その3) 1970年以降	2
	大石よりの問題提起	2
	一、70年以降の情勢と中村氏の活動	
	二、討論のための問題提起	
	当日の座談会での発言概要	8
	大石よりの纏め	11
	関連寄稿 50年の回想—脱「脱政治」からの歩み	
	●茂呂秀宏	13
	編集後記	20

年1回刊 研究誌

# 18年号

歴史と主体研究会

# 第四号発行に当たって

中村丈夫記念・歴史と主体研究会代表 大石和雄

本年は「明治一五〇年」ということで、政府は昨年から記念事業を打ち出してきたが、どうやら国民的には盛り上がりが見えぬ。本年もすでに半ばすぎているのに、マスコミ等でもほとんど報道されていない。ただ、いわゆる「明治維新」を担った薩長土肥の各県・自治体が、これにかこつけて観光PR事業を展開している程度である。もっとも一〇月二三日に、憲政記念館での中央行事だけはやるという。

唯一、NHKが大河ドラマとして『西郷どん』を放映しているのが、「明治維新」の歴史を伝えるものとしてあるが、「明治維新」論というならば、むしろ巷では旧来の常識的「明治維新」観を根本的にひっくり返す書が氾濫しており、これがよく売れているというのが現実である。政府が「明治維新一五〇年」といわず「明治一五〇年」と称する事情がここには良く示されている。多くの国民は、いまや旧来の「薩長史観」「官軍史観」的な「明治維新」論・近代化論を疑い出しているのである。

こうしたなかで、当研究会は前々号から開始してきた「座談会・戦後七〇年と中村丈夫」の第三回目として、「一九七〇年以降と中村丈夫」を実施し、その成果としてここに『歴史と主体』第四号をお届けすることになった。とはいえ、「七〇年以降」といえば、約五〇年近い年数である。これを三時間ほどの

座談会で振り返るといえるのは、きわめて無謀な企画であった。それは、実施以前に一定に意識していたが、実施してみて改めて実感した次第である。とはいえ、私どもの年齢も踏まえて、敢えてその結果を纏めておくべきという信念で発行に踏み切った。その意味で、本号は「羊頭狗肉」的な内容となってしまう。申し訳ないが、ご了承いただきたい。また、かかる事情もあって、本号は座談会企画関連記事だけとなった。併せてご了承いただきたい。

さて、こうして研究会当初の企画はとりあえず一つの区切りができた。これを受けて、今後の研究会活動および会報『歴史と主体』をどうしていくかについては、本号発行後の十一月八日に「懇話会」を開催してご相談、検討したいと考えている。本号ご一読のうえ、こちらにも是非参加を要望する次第である。

二〇一八年九月三〇日



# 戦後七〇年と中村丈夫

(その三) 一九七〇年以降

提起・大石  
司会・荳司

(出席者) 入江勝通 荳司良樹 前田浩志 矢作 正 大石和雄  
田中一朗 三森義道 金井敏博 高橋 潤 中川三郎  
村上 泉 中村長哉 茂呂秀宏

2018年6月17日  
於千代田区立  
和泉橋区民館

## 大石よりの問題提起

まえがき

本稿は、中村丈夫氏の敗戦直後から亡くなられる二〇〇七年までの戦後史を、氏が主体的に携わった共産主義運動の歴史として振り返るなかで、「戦後七〇年」を総括せんとする試みである。

前回までの二回において、「一九四五年〜一九六七年」、「一九六七年〜一九七〇年」までを扱ってきた。今回は最終回で、「一九七〇年以降」を対象とする。とはいえ、この期間は五〇年近い長期間であり、これを一括して振り返るとするのは、大変無茶な試みであるが、連載を長々と続けるというのも適切でないので、かなり無理を承知でこれを行なうことにした。ご容赦いただきたい。

なお、本稿は座談会と銘打っているが、座談会の記録そのものではない。座談会については、主な発言を紹介する程度にし、問題提起者である大石が総括したものを「纏め」として置いた。座談会出席者にはご了解をお願いしたい。

残存新左翼においては、三里塚闘争等、戦術的にはラジカリズムは残っていた。七八年三月、三里塚「管制塔占拠」闘争などもあった。しかし他方で、新左翼には綱領のないし戦略的な新たな革命性への志向は薄かったことも事実である。労働運動における方針における左翼少数派運動への忌避、「七二年沖縄返還」への対応における綱領的立場の欠如、自衛隊反軍闘争の問題意識の欠如等など。他方で、「七〇年闘争」主体の一部には、「新しい社会運動」への志向がみられた。

②この当時の中村氏の主要論文・『マルクス主義軍事論』(六九年)、「レーニン主義考」(七〇年)、「国際共産主義運動の総括のために」(七〇年)、「崩壊期に入った旧世界」(七一年)、「レーニン主義の現在の総括のために」(七一年)、「歴史のプロックとしての日本国家分析の方法」(七二年)、「労働者権力と少数者労働運動」講演(七四年)、「日本共産主義運動の歴史的特質」(七四年)、「兵士人権と革命権・抵抗権」(七四年)、「『革命的議会主義』と革命的議会利用」(七五年)、「軍隊―国家論序説」(七五年)、「レーニンと第三インターナショナル」(七五年)、「革命的抵抗権について」(七六年)、「評議会共産主義の理論的構築のための試論」(七六年)、「中岡労働哲学批判」(七七年)、「『開発経済学』から『自立』経済学へ」(七七年)、「コンドラチエフ景気波動論」(七八年)、「自衛隊の国軍化と国家緊急権」(七八年)、「有事立法と国家緊急権」(七八年)、「地域主義批判」(七八年)、「独裁とヘゲモニー概念」(七八年)、「国内植民地論」「島嶼経済論」(七八年)、「前期社会主義論序説」(七九年)、「沖縄経済自立の展望・序説―地域・共同体・社会主義への一考察」(七九年)、「二〇年代の評議会共産主

一、七〇年以降の情勢と中村氏の活動

(一) 七〇年代

①中村氏は、社労同の解体の後、七〇年闘争における新左翼主体の総括として「レーニン主義の新生」の旗を掲げ、「青年共産主義者委員会」に合流するが、その後七六年に「評議会共産主義」の旗を掲げ、七〇年代以降の新左翼運動の新結集軸としようとした。この経緯と趣旨を振り返ると、この背景にはイタリア共産党やフランス共産党等に象徴される、西欧での「ユーロコミニズム」への変質(「背教」「棄教」)がある。これは日本共産党にも及び、「プロレタリア独裁」の「プロレタリア執権」への書き換え、さらにはその放棄ということもあつた。その思想的背景には、「マルクス葬送」という知識人の動向があつた。

これへの対抗として「評議会共産主義」という旗を上げたわけであるが、それは現在からみれば、単なる「痩せ我慢」「護教」にすぎなかったのでは、という指摘も可能であるが、どう考えるか? 二〇一〇年のわれわれの総括では「遅すぎた提起」という指摘もあつた。ただ、この時点ではまだ、新左翼も残存しており、

義―A・パネクークを中心にして」(七九年)、「少数派労働運動の歴史的教育」(七九年)

(二) 八〇年代

①八〇年代の情勢と新左翼運動の混迷・低迷。日本経済は七〇年代初頭の「オイル危機」をいち早く克服し、バブル経済で「繁栄の孤島」を謳歌。「ジャパン・アズ・ナンバーワン」が叫ばれた。思想的には「現代思想」「ポストモダン」、「新しい社会運動論」等がもてはやされた。八九年労線統一で「連合」が発足するが、新左翼労働運動は対応できず、総評再建運動へ(全労協)。また、八〇年に生じたポーランド「連帯」運動に、日本の新左翼労働運動は対応できず。さらに、社会批評として提起された「働き方問題」にも新左翼労働運動は対応できなかった。

②この当時の中村氏の主な論文は次の通りである。「日本国家の転機」(八〇年)、「島嶼経済と特別自治権」(八〇年)、「国家緊急権と抵抗権」(八〇年)、「クラウゼヴィッツ評伝のための三連講」(八一年)、「『資本論』の経済学」(八一年)、「八〇年代沖縄と島嶼住民の自決権」(八一年)、「特別自治権と島嶼の自立」(八一年)、「未完のポーランド革命に学ぶ」(八二年)、「ポーランド『革命』の視点」(八二年)、「極東有事体制と兵士抵抗権」(八二年)、「マルクス労働理論の展開―『資本論』にいたる」(八二年)、「帝国主義の危機と左翼の危機」(八三年)、「民族概念の歴史的形相(上)」(八三年)、「ポーランド革命における階級と民族」(八三年)、「秩父事件百周年・その今日的意義」(八四年)、「小山広義兵学の遺産」(八五年)、「弁証法の精髓―田辺振太郎氏による」(八五年)、「抵抗権論の整理と展開のために」(八六年)、「D・M・ゴードンの労働



働変容論」(八六年)、「革命的抵抗権論の探究」(八七年)、「コンドラチエフ景気波動論重版に当たって」(八七年)、「グラムシの思想と現代革命」(八七年)、「労働の未来—ブレイヴァマン批判」(八七年)、「ヘゲモニー論と新保守主義」(八八年)、「現代世界を解く—〇の理論」(八八年)、「グラムシとフォード主義」(八九年)、「農業問題と政治経済学」(八九年)

### (三) 九〇年代以降

①九〇年前後における、ポーランド「連帯」運動の終焉、ソ連東欧の「転進」と、バブル崩壊に伴う日本経済の低迷(「失われた三〇年」)からの現在。東欧諸国の「転進」に「東欧民主主義革命」として追随した日本新左翼。九〇年代の政界再編で社会党は一時「首班」に、その後社会党崩壊。小泉「構造改革」を「新自由主義」などとの外れの批判をした新旧の左翼。民主党の「政権交代のための政権交代」を多くの「新左翼」が肯定的に受け止め破綻する。新右派・保守層に支えられた安倍政権に「戦後平和と民主主義」、「立憲主義を守れ」で対応する「新左翼」と、「九条擁護運動」へ転落する「新左翼」。新左翼は崩壊し、かつての「社会党」のポジション、あるいは「市民」としてのスタンスに立って政治的課題へ対応する状況に。

②この時期の中村氏の主な論文は次の通りである。「歴史の先頭に立つ矛盾—ポーランド『連帯』雑感」(九〇年)、「長期波動論からみた九〇年代世界政治経済」(九〇年)、「私のなかの伊藤律」(九一年)、「世界構造の現局面を読む—グローバル資本主義論をめぐって」(九一年)、「コンドラチエフ没後五〇年」(九二年)。「転機に験される長期波動論—コンドラチエフ生誕百年を記念して」(九二

して中心的に活動した。とくに「兵士人権研究会」において、裁判法理と抵抗権論について提起した。それは、「革命的抵抗権」論である。

この運動の意義は、自衛隊Ⅱ憲法九条違憲論からする自衛隊批判ではなく(それでは「違憲の自衛隊への復讐を求めるといふ」という論理の矛盾・ネジレが出てくる)、抵抗権、反乱権、革命権として、この裁判の法理を組み立てようとした。ここでは「軍隊—国家論」からはじまり、「国家緊急権と革命的抵抗権」への展開が図られた。が、それは現実の裁判の法理としては議論が分かれ、法理ではなく「マルクス主義的革命権—抵抗権(革命的抵抗権)論の再構築の視点から政治の論理としての問題整理」となった。その辺の事情は次のように説明されている。

「問題はいわば二重の位相をもち、(1)憲法九条擁護Ⅱ自衛隊違憲論か、兵士の基本的人権擁護Ⅱ処分違憲論か、(2)護憲論(九条擁護十人権条項擁護)か、兵士の超ブルジョア憲法的人権Ⅱ革命権(—抵抗権)論か、の選択は各位相内及び位相間において断絶的でなく、特に(2)においては段階的選択(二つの人権論の接合、非連続の連続)の可能性を追求してみた。それが山内報告では・法理的には領域の峻別、総合統一する論理の不可能が断定された」

こうして裁判上の法理は、現行憲法の基本的人権条項に依拠したものとされたが、そこでの「軍隊規律論」の展開が重要であろう。それは自衛隊の「服務規程」における「事に当たっては・・・は「賭命義務」であるとし、この意味で自衛隊は「軍隊規律」をもつものであり、それは現行憲法における「基本的人権の全面的

年)、「社会主義崩壊が提起した問題点」(九三年)、「長波メモ」(九四年)、「イタリア政局、ポーランド現勢、都市問題等に関する研究メモ」(九四年)、「大瀧雅之『資本主義の多様性』について」(九五年)、「大瀧雅之『景気循環の理論』について」(九六年)。

③こうしたなかで、青年共産主義者委員会は、九二年に「評議会共産主義」の旗を棚上げし、「評議会主義」の位相に立つという綱領的退却を行なうとともに、共産主義的党派としての結束を解き、「評議会的変革をめざす政治委員会」と組織改編し、「地域政党」設立方針を重視していくことになった。中村氏もこれに参加したが、氏は九七年病に倒れ、以降組織活動から離脱する。メンバーには留まっていた。

④しかし、政治委員会も挫折するなかで、九九年には組織を「評議会的変革のための協働委員会」に再々編成を行なった。ここで多くの青共委のメンバーは離脱する。ここで、中村氏の政治活動も終焉した。それでもメンバーとしては留まり、会費も納入していたが、二〇〇六年四月に組織のほうから今後の会費受領を返上することにした(名誉会員化)。そして、二〇〇七年四月三日に逝去した。享年八七歳。

### 二、討論のための問題提起

(一) 反軍兵士裁判闘争(七二年—八七年—審判決、〇〇年の最高裁上告棄却まで)

これは七二年に自衛隊の沖繩派兵に反対して隊内から決起し、懲戒解雇処分とされた兵士のうち与那嶺、河端の二名についての裁判闘争である。中村氏はこの「反軍兵士裁判事務局」の一員と否定」であるというものであった。

この運動の意義は、その後自衛隊からの決起者がつづかず、今日に継承されていないが、現在の安民法制の制定による自衛隊の活動範囲の拡大や、九条の自衛隊「加憲」的改正がもたらされてくる情勢のなかで、きわめて重要となっている。すなわち、自衛隊が事実上「軍隊」であることを前提にしたうえで、それが「戦争」「内乱」等に動員されることを想定しつつ、そこでの「反軍闘争」の一つのあり方として、兵士の「人権」の擁護、さらには「革命的抵抗権」の擁護をどう憲法論的に主張しつつ、そのために兵士にその権利の行使を訴えていく運動の重要性である。

改めて憲法九条問題との関連で、この運動の意義を確認すれば、八四年頃当時の社会党石橋委員長が、自衛隊「違憲合法論」を発表したことに際して、自衛隊との闘いをどうするかということが議論となった。九条にも関わらず自衛隊は存在しており、かつ自衛隊は違憲だと言っただけでは自衛隊を解消することはできないというなかでの反自衛隊闘争をどう展開するかである。

反軍兵士裁判は、法律論的には憲法九条の「戦力」規定的観点からの自衛隊違憲論ではなく、自衛隊法とそれに基づいて設立された自衛隊という組織(集団)のあり方が超憲法的性格を有しているという点からの批判であり、政治的(運動的)にはかかる超憲法的性格をもっている自衛隊が必然的に生み出す矛盾—その最大のものは下級兵士である隊員の人権の問題—を衝くことによつて、これを政治的に解体しようとするものであった。

\*この運動を中村氏・青共委とともに担った第四インター系党派が、現在そのような経緯を見失い、九条擁護に陥っている

のは残念である。

(二) 沖縄の自決、自立支持のための活動と自立論(七二年〜九〇年頃まで)

七二年の「沖縄返還」は日本国家による沖縄再併合は、現在の辺野古基地建設反対運動に見られる沖縄問題の起点であった。がこの当時の「新左翼」は「七二年返還」の捉え方を巡って混迷をきわめていた。青共委(中村氏)はいちはやくこれを「併合」と捉え、これへの対応を「沖縄人民の自決支持・擁護」というスロ―ガンに纏め、以来この沖縄闘争を九〇年頃まで続けてきた。

当初は、軍事基地の強制収用の特別立法反対のための「住民投票」制の実施、沖縄海洋博反対運動、交通区分変更のための住民投票要求などの政治的行動を展開したが、それが直接「自決闘争」に発展する可能性がないなかで、当時の地域政党である「沖縄社会大衆党」との連携による、沖縄の自立経済シンポなどのヘゲモニー活動を展開し、「沖縄自立経済」論などの議論を進めてきた。

そこで、中村氏が「島嶼経済と沖縄特別自治論」、「八〇年代沖縄と島嶼住民の自決権」論などを主張した。「沖縄社会大衆党」に関しては、書記長のHG氏と連携し、議論を沖縄社大党に反映させる方向をめざしたり、あるいはこれを本土の「地域政党」のモデルと位置づけようとした。が、HG氏が社大党から追い出されるなかで、氏は九七年に「沖縄ローカルパーティ」を設立したが、続かなかった。この挫折でわれわれの沖縄への関わりは終わる。

われわれが党派的に沖縄への関わりを辞めた後に、沖縄では再度「独立」論や「自己決定権」論が起きている。が、残念ながら、実際の辺野古基地建設反対運動との関連で、その理論的展開は明

かろうか」「効果は生じないということであろう」と、はなはだ曖昧な表現をしていることである。

なお、この当時、こうした「沖縄独立」議論に関して、新崎盛暉はこれを「居酒屋談義の域出ず」と全面否定しているということも見ておく必要がある。

(三) 少数派労働運動と労働者評議会運動およびポーランド「連帯」に連帯する活動(七〇年〜九九年)

「七〇年闘争」を、「七〇年代社会主義的対決の序曲」として位置づけた青共委・中村氏にとつて、「七〇年闘争」において反戦青年委員会運動として登場した労働者運動を職場からの労働運動として発展させることは、第一義的に重要な課題であった。中村氏は七四年に「労働者権力と少数派労働運動」論を発表しており、これを受けて青共委は左翼分裂少数派組合運動方針を打ち出す。が、これはいわゆる新左翼系労働運動活動家の受け入れるところとはならなかった。「左翼大連合」的発想で、総評左派との連携路線に走り(「大阪集会」『労働情報』)、独立した「労働者権力をめざす少数派労働運動」は、四組合による「闘う現場労働者運動センター」という極少数派運動にとどまり、それも九二年には「現場労働者総合センター」に再編され、さらにそれも九九年に解散となる。その後、二〇〇七年に『少数派労働運動の軌跡』を出版してわれわれの少数派労働運動も終焉する(横校・日カバ労組は今も存続している)。

この間、中村氏は「評議会共産主義と左翼分裂少数派組合テーゼの意義と視点」、「ブレイヴァマン『労働と独占資本』」分析、「少数派労働運動の歴史的教訓」、「ポーランド連帯運動」分析

確ではない。その意味でも、中村氏が「島嶼経済論」「特別自治論」等として展開した議論が改めて再発見される必要がある。中村氏の「特別自治権と島嶼の自立」論文の骨子は次の通りである。

・通常の地方自治と特別自治権  
・特別自治権とは、政治的な民族自決権に発展するもの

・島嶼の原生的自治権  
・沖縄の特別自治権の地政学的根拠を「島嶼」論として設定

・島嶼の経済的自立と政治的自立  
・島嶼の自治を国際的に比較イタリヤ戦後憲法におけるシチリア、サルデーニャの特別自治権を参照

・沖縄自立・自決の方向

参考までに当時の沖縄独立に関する議論を紹介しておきたい。

併合二五周年(一九九七年)頃の「沖縄独立」議論で、小川和久は『ヤマトンチューの大罪』で、「沖縄が独立した場合の本土の危機を強調」している。また、衆院予算委員会での上原幸助の「もし沖縄が独立する場合、どういった法的措置が必要なのか」という質問に、大森法制局長官は「現行憲法はそれに関する規定を設けておりません。現行憲法下では適法にそのような行為はできないのではなからうかというふうに考える次第でございます」と答えている。次いで、上原氏が「この間の県民条例をつくってやれば、それは不可能ではないですね」と尋ねたところ、大森は「条例等自主立法を行っても、現行憲法下では独立という効果は生じないということであろうと思います」と回答している。

これは大変ユニークな国会議論といえよう。誰も注目していないが、ここで注目すべきは法制局長官の回答が「できないではない

「未完のポーランド革命に学ぶ」「ポーランド労働者革命の源流」等)、「マルクス労働理論の展開——『資本論』に至る」等を執筆、とくに実践的にはポーランド「連帯」に連帯する活動に従事する。この労働運動の分野での中村氏の展開は、今から振り返れば革命運動としての労働運動のありかたの理論的、歴史主義的展開にとどまり、日本の労働者の具体的労働意識、雇用関係意識等の把握にまでは至っていなかった。とくに、雇用関係における日本の特質——ジョブ型契約ではなく、メンバーシップ型契約というものの——への着目は不十分で、これが独立少数派労働運動の限界を規定したように思われる(これは現在の視点からの大石の指摘)。

それは、今日の「働き方改革」というテーマに関する対応への労働運動の混迷ぶりを招いている。資本は、かつての「日本の労働関係」万歳から、なぜ今、欺瞞的であれ「働き方改革」といわねばならないのか? グローバル経済化と「AI革命」による働き方の大変動の時代の出現、そのなかでの労働運動のあり方は?

(四) その他純理論として

・グラムシ研究  
・八七年頃に「再発足を」といい、グラムシ研究の再展開をめざした。

・「長波論」(コンドラチエフ論)  
・七八年に亜紀書房から出版。

・八七年に重版が発行。

・軍事論・クラウゼヴィッツ論  
・八〇年に「日本クラウゼヴィッツ学会」設立、防衛研究所での講義も行なう。

・秩父蜂起研究  
・八四年「秩父事件百周年」その今日的意義」を展開。

## 当日の座談での発言概要

「I」 私のとつての七〇年以降というのは、六〇年代の闘争を引き継いで横校労が浜教組から分裂独立したところから始まる。その後、教員組合において独立組合が続々登場するきっかけをそれは作った。また、八〇年代には横浜港北での地域運動を地域政党という主体形成で試みた、という経緯がある。その意味をどうとらえ返すかが問題。六八年以降の住民運動など、社会再編のなかでの抵抗闘争をとらえ返して、今日の難しさを解いていく必要がある。

「Md」 三テーマ(反軍・沖縄・労働)についての理解共有のために補足したい。反軍闘争―反軍裁判では、青共委は当初は積極的に取り込んだが、その後は組織的限界もあって、第四インターに話をつけ撤退した。しかし、中村氏は残り、裁判闘争を支えていた。沖縄闘争については、青共委は、この取り組みには強くコミットしてきた。HG氏を中心に地域政党の取り組みへ向かうが、しかし最後は、社大党委員長の島袋宗康に疎まれ、次第に後退していった。労働運動については、労線統一への対峙イベントでは、大左翼連合派に対し、左翼分裂の主張を強烈にぶちかました。しかし、左派運動に食い込むには至らなかった。さらに分裂少数組合であった特岐労組の崩壊があった。そこには、「報告」にいう「メンバーシップ構造」の強さを見ることができる。

必要があるので、マルクス研究はまだ重要である。中村さんが強調していた「反資本主義・反国家主義」という視点は、とくに重要と思う。長波論、民族国家論、少数派労働運動論、多元的階級闘争、反軍闘争、構造―上部構造の一貫性論なども。

「O」 労働運動に関しては、私は濱口桂一郎氏の日本の雇用契約は「地位契約」である、ということに着目することによって、中村氏の論考が及んでいなかったところが見えてきた、という自負がある。しかし、氏の反軍闘争、沖縄闘争の論考については、同様に論じるまでには、自分としてはまだ至ってない。ただ、沖縄闘争について言えば、問題は自決の主体形成にあることは確かだ。「Tn」 中村氏が追求しようとしたところを継承していく、という視点が要だ。

「Ki」 「共産主義的党派としての結束を解き・・・」との記述には驚いた。中村氏の理論がすべて破綻した、ということではないだろう。遺されたものを継承する者は少ないが、何をどう教訓にすべきかである。中村氏は、情勢の分析をもって方針をかためることを、身をもって実行した人であった。反軍闘争について言えば、裁判闘争での賭命義務論は軍隊内の指揮系統に挑むものだったが、兵の総体をいかに獲得していくか、という視点も持っていた。飛鳥田市政に食い込み、「災害救助隊」を創設すべし、と進言していた。これは、災害救助を媒介に自治レベルからの自衛軍を創出しようとする試みであったと思われる。沖縄闘争にお

「O」 それらの指摘された結果にふまれば、七〇年代に「評議会共産主義」理念のもとに追求した挑戦は、いずれも成功しなかったということにもなるわけで、結局「後家のガンバリ」に過ぎなかったのか、それともそれらには何か意義は果たしてあったのか、私はあつたと見ているが、その意義と限界について未だ纏められていない。

「Mk」 大学時代に、慶應の共青のメンバーと接触があり、グラムシについての知識を得た記憶がある。七〇年以降の運動の総括は、日本の保守・産軍の構造展開、マルクスへの再注目の動き、資本主義の今日・その分析、それらと関連づけて統一的に捉えていかないとけない。

「O」 『資本論』やマルクスの再読がはやされているが、まずは、今までの読み方が検証されるべきで、みずからのその検証の結果を明確にすることから始めるべきことだ。これまでの読み方の総括を抜きにして、「マルクス再読」といっても、それは七〇年以降の運動の総括とつながらない。

「Mk」 中国の「社会国家主義」にも注意を向けていく必要がある。

「Th」 日本的な労働契約・メンバーシップ性は、製造工場においても強められている。労働者代表委員制は、会社法の改正で取り込まれるのではないか？ 資本主義の分析について言えば、初期社会主義への批判、共同体主義―所有廃止論などを深めていく

いても、自立経済論を説きつつ、現地の人々と数多く接触していた。また、労働運動においても、日カバ現地闘争でアジ演説で檄をとばす行動もした。なお、沖縄闘争の議論に関しては、私は、日本政府は沖縄に賠償金を支払わずして、北朝鮮への賠償を語ることはできない、と主張していくべきだと考える。

「Y」 社労同の分裂の経緯を知りたい。評議会共産主義の立ち上げとユーロコムニズムとの関連はどういうことか？ 国家公務員では社労同系が多数派だったのか？

「O」 前二点については、後日資料を提供するのでご覧いただきたい。公務員では、多数派は、社労同ではなく、統社同だった。国公の労働者の運動は、社労同が軸というよりも、反戦青年委員会の活動がメインだった。

「Mm」 七一〜七二年頃にあった爆弾闘争への青共委の関与はあったか。三里塚闘争への関わりはどうだったのか？

「O」 爆弾闘争はしていない。六九年一〇・一一の火炎瓶戦術は実力的大衆運動レベルのものだった。三里塚には社労同の当時に、現地闘争に参加したことはあるが、青共委後は、三里塚闘争を位置づける議論はしていないし、否定的な議論もしていない。そもそも、現地に闘争本部を設置する組織的力がなかった。

「Md」 教育大闘争の中でも爆弾闘争はしていないが、製造に必要な技量は学生内部にあった。

「Mk」 中村氏の理論・思想からすれば、爆弾闘争などは関係な

かつたろう。

〔O〕 中村氏の反自衛隊闘争は、クラウゼヴィッツ学会、反軍兵士裁判、自治体を通じて展開されるものであった。他方、大勢は「九条を守れ」という現状。この両者のレベルを媒介するものが必要とされている、ということだ。

〔Mk〕 沖縄の自決論は？

〔O〕 沖縄への賠償論は、六八年ごろの社労同時代に、自決支持論の段階のなかで主張したことがある。それは、日本に返還される場合には、「特別自治権」として、日本政府に賠償金を請求すべきというもので、自決論をうながす意味があった。

〔Ki〕それが住民投票論のポイントにあることに触発されて、一九九八年からのふるさと納税制に着目し、その活用を主張したい。東南アジアへの戦後補償、それが市場拡大に効を奏したことからもみても、北朝鮮への賠償議論からみても、日本政府による沖縄への戦後補償を運動のテコにしていくべきだ。

〔O〕 沖縄の自決を支持するという主張は、本土の人間にとつては自らの自治を確立し、それをもって連帯する、というものである。ヤマトンチューにはヤツカミがあるように、七二年復帰後の沖縄には国からの補助金が大量に投入されているが、ウチナンチューの自決にはつながっていない。

〔Ki〕 沖縄において、自決の条件で欠いているのは経済的なバックボーンだ。スコットランド、バルセロナの事例を見よ。自治

〔Ki〕 やはり、自決・独立に踏み込めない現状にあるというのは、経済的ベースの問題であろう。自立の原資を欠いているからであろう。

〔O〕 だからこそ、中村氏の「特別自治権」論は展開されたのである。しかし、現状は、それを活かせていない。

〔O〕 補助金漬けのなかで、日・沖の関係を見直す思想は生まれていないし、それはヤマトンチュー側も同様だ。埋立て取り消し県民投票の行方がひとつの焦点か……。

〔Ki〕 知事選で決着をつける方向に、関心は向いている。勝ち組のほうに人心はながれていく。

〔Th〕 労働運動のことで言えば、左派は八時間労働制というが、労働者にはそのような感覚は薄い、という現実がある。休みも少ない。

〔Mk〕 正規雇用労働者は少なく、多くは非正規雇用になる。そうしたなかでは、労働者代表委員制は避けられなくなるだろう。

〔O〕 労組は解体してくる。JR東日本労組での組合員の大量脱退は企業に依存した日本の労働組合らしい事態といえよう。労働者代表委員制を進めなくてはならない。

〔Md〕 (ペーパー説明・中村氏の概略) 中村氏を一言でいえば、自己犠牲を前提とした献身の人であった。

にはそれなりの経済を要する。

〔Md〕 意識が問題、それで決めればいい。

〔O〕 沖縄問題を安保・軍基地の問題でとらえる、というのではなく、日本の近代史における琉球の併合の問題として捉えるようにならないと、自決支持にはつながっていかない。そのことが本土の運動において浸透していない。

〔Mm〕 沖縄では、日・米の軍事基地化がすすむなかで、金・仕事もそれに依拠する構造になってきて、意識もそれにもなつて変化している。それも、状況によってさらに変化していくのだから。

〔O〕 住民投票を実施することへの危惧は、「負ける」ことを心配したもの。しかし、重要なのは、住民投票でものごとを決する権利を獲得することである。それをとにかく手に入れること。それができれば、仮に一時的に負けたとしても、『次』の闘いの展望が出てくる。そのことが、住民投票論の目的とされなくてはならない。

〔Tn〕 住民投票を強行すれば、沖縄の共同体が分解してしまうとしても、まず決定する権利を手に入れること、ということなのだろう。

〔O〕 マンションの管理組合の事例からも、物事を決める権利をまず手にするためには、近隣関係に一時的にヒビが入ってもやむなし、と割り切るべき。

### 大石よりの纏め

「中村氏の七〇年以降の業績を振り返る」と銘打ちつつも、結局は二〇〇八年に発行した『紙碑 中村丈夫―共産党から新左翼への七〇年』に大石が書いた「青共委の時代と中村さん」と同じような報告と議論となつてしまった。あれから、一〇年経つが、まだまだ中村氏の理論的・実践的軌跡を日本の戦後七〇年の総括との関係で捉え返す地平にはわれわれは至っていない。

本年は大学闘争五〇周年の年であるが、日本の社会ではそうした雰囲気は醸成されていない。かつての「新左翼」党派の流れの人士からも、これを記念する活動の提起は見られない(日大全共闘だけが日大全共闘設立五〇周年事業を計画し、そこで現在の「日大問題」と切り結んでいる程度)。戦後七二年の今日の現状は、安倍政権の下で「改憲」等保守・右翼の言動が目立ち、かつての「全共闘」運動主体も、多くがこれへの「危機感」に追われ、大学闘争五〇周年を総括するどころではないようである。他方、フランスでは「五月革命」五〇周年事業が広まっているようである。この違いはどこからくるのであろうか？

とはいえ、現状の課題を良く考えれば、安倍の九条加憲的改正案は、旧来の護憲運動の隘路(九条と自衛隊の存在)を衝くものであり、本来もつと早くから自衛隊の存在に着目して九条問題を捉え返す発想が左派の運動側であれば、安倍改正案の矛盾を衝く迫力のある反対運動も考えられたであろう。そのヒントは兵士裁判を自衛隊の規律が軍隊規律であり、それは憲法的な根拠に違背するので解雇は無効という主張として行なつた四・二七裁判の理

論にあるといえよう。その点で、中村氏の提起は依然として継承されるべきものであろう。

また、七二年返還への日本人民の対応が厳しく問われた沖繩問題は、今現在まさに辺野古基地建設反対の「オール沖繩」・自己決定権の闘いとして再現している。ここでも、いち早く「自決」といい、「特別自治権」といい、それを理論的に展開した中村氏の提起は、改めてその意義が浮上しているともいえよう。氏は、かつての論で、沖繩人民は日本憲法をどのように改正せよというのであるうか、との問題提起をしていたことがある。

なお、最新の『先駆』（九六三号）によると、「オール沖繩会議」が分裂したようである。翁長知事を支えてきた保守系議員が相次いでオール沖繩会議を脱会したというのである。その契機は県民投票をめぐるこれに批判的・消極的な革新政党や現地行動派との意見対立のようである。七月一八日の沖繩タイムスの記事として「辺野古建設に反対する市民の間でも（県民投票条例を求める署名運動への）賛否が分かれ、署名はなかなか集まらなかった。知事の撤回判断を遅らせるなどの批判が上がり、米軍キャンプ・シユワブゲート前では県民投票の話をするこゝろさえない雰囲気であった」が紹介されている。これが事実であれば、かなり重大な問題である。

次は、階級闘争の最大の軸である労働運動である。八〇年以降においては「新しい社会運動」論が流行り、労働運動中心の運動は時代遅れという風潮が強まってきたが、現在の政府による「働き方改革」方針は何を意味しているのであろうか？ これに関しては、氏の展開は、「少数派運動と労働者評議会運動」、ポーラン

## 五〇年の回想―脱「脱政治」からの歩み

茂呂秀宏

はじめに

本文書は、さる六月一七日の歴史と主体研座談会に提出したメモを基にしている。座談会の冒頭、古参の山中崇容さんから「七〇年以後は中村丈夫さんとの関わりはなくなり、本日は話を聞かせていただきます。」との発言があったが、私の立場はその真逆のもので、中村さんは七〇年以前でまったく無縁な存在であり、教員になったあとの七〇年以後関わり出した教員運動の中で、初めてお名前を耳にすることになる。

そのような訳で私は中村さんと直接お話をする機会はあまり多くなく、「曙光」という媒体を通してお考えを知り、また、集会や会議で発言をお聞きするという以上の接点を持つことはなかった。そこで、ここでは、この日のテーマの設定の時期（一九七〇年以降）に私が主に実践していたものの報告を主にし、今からその実践が本日のテーマとどう関わりえていたのかの若干のコメントをしたい。

このことがどれほどこの研究会にとって価値を持つものなのかわからないが、私の約半世紀にわたる社会的・政治的活動の総括作業の手だてにしたいとの勝手な理由から筆をとらせていただいた。

ド「連帯」への連帯運動を除けば、きわめて理論的すぎて、日本での労働運動の具体的方針になるものではなかったが、大石は「従業員代表委員制」が日本での労働運動再生（企業別組合の解体、自主的個人加盟制のユニオン、職業別・産業別の自主的個人加盟制の組合の創出と、将来の労働者評議会的運動へのヘゲモニー創出）につながる鍵ではないかと思っている。

このように、当面する運動課題においても、中村氏が提起してきた理論は大いに重要であるが、純理論的なテーマでも長期波動論をベースにした「グローバル資本主義」論、グラムシ研究、軍事学などが残っている。これらの理論的意義を明確にし、日本のマルクス主義の理論的発展のための継承を図っていくことも重要であろう。

そのために、この「中村丈夫記念・歴史と主体研究会」を、今後どのように進めていくのかを考えたい。イメージ風であるが、よくみられるのは、埋もれている郷土の知識人の軌跡を研究し、それを「発見」していく「〇〇研究会」というものである。日本の特異なマルクス主義者・中村丈夫氏の意義を明確にし、それを知らしめる活動として、この研究会が定着する方法を考えていきたい。



### 一、政治的活動に背を向けた七〇年前史

私の一九六〇年代の高校から大学時代にいたる政治活動の経験は、一九六〇年の都立高校生の時、安保闘争ではじめて国会デモに参加したことがあったものの、一九六三年に入学した大学一年次のセツルメント活動の経験から始まる。その後社会人になるまでは政治のみならず社会的活動にも一切背を向けることになり、一九六三年三月には東京教育大学全学闘の立看板を斜めに見ながら大学を後にした。

このセツルでの経験は、社会福祉的な地域活動のイメージしかもっていなかった私にとっては強烈な経験であった。サークルの成員間の意見の違いが、公然・非公然の場を問わず人間性を否定する誹謗中傷となる毎日であり、その背景にあったものが、「共青―民青」という政治党派間の対立だということが後から分かってくる。私自身の立場としては、このサークル加入を勧めてくれた方が、唯一人格的に惹かれる方で共青系の方ということもあり、反対の党派からは、ある段階からはその一派とみられていた。当時の私にとって、その両者の政治的立場の違いをよく理解しその評価をもって対処することなどは到底できず、精神的緊張感に耐え切れず、夏休み前までには、政治・政派には今後一切かわら



ないとの決断をし、セツルから抜けることになった。

後日、この対立の背景にあったものが、戦後の分裂を重ねる日本共産党の歴史であり、とくにその中でも日本共産党の拠点であった東京教育大学の位置、さらには東京文京区の印刷関係工場の密集する氷川下という地域(徳永直『太陽のない街』で描かれた地獄)を中心に活動していたセツル活動であったことなどの状況背景を知る中で、私は厳しい政派間の対立の真つただ中におかれ、弾き飛ばされてしまったのだということが分かってくる。

その後、一年半ほど合唱サークルに身をおくことになるが、大学生生活に対する違和感が増長し、ついに三年次には、専攻の社会学の研究室にもサークルの部室にも居場所はなくなり、徐々に大学から遠心化し、週七日のアルバイト先と家庭との往復の生活、さらには、家庭への「ひきこもり」に近い状態に陥っていく。

このような状態からどうして脱出したのか未だはつきり整理はできていないが、幾つかそのきっかけになったことは鮮明に覚えている。一番印象深いものは、私が留年することを知った付属高校の教育実習の担当の先生から、四年次にキャンセルをした実習の再受講のお誘いの電話をいただいたこと。生徒の前に立つことを逡巡していた私の背中を温かい声掛けで押していただき、そして、このことがきっかけで、ぎりぎり自己を追い詰め続けていた結語として「どっちみち生きるならば楽しく生きよう」との心情のもと、ともかく社会に出てみようとの決断をした。また、少し「高尚」なことを言えば、このような私の行動の理論的裏付けとなったものとして、サルトルの来日時講演会参加があった。多くは難しく理解不能なものだったが、要するに人間は社会的存

とでした。そのきっかけは、新任教師として最初に担任した中一の生徒たちが中三になった時のことです。一部の生徒が日の丸・君が代反対実行委員会、卒業式粉砕実行委員会という名を使い全校ピラまきを始め、教職員と対立する事態に直面した時のことでした。その中で、教師に求められたことは、生徒の主張をきちんと理解し内容的に答えていくことではなく、〇〇反対委員会をつくったり、ピラを撒いたりすること自身が「中学生らしくない」ことであり、すぐやめさせ、迷惑をかけた周りに謝罪させることでした。また、「まずは生徒の主張に答えていくべき」との一部の教師の意見に対しては、「教師らしくない」「アカである」との批判が管理職のみならず教育委員会や一部右派系住民からもぶつけられ、担任からはずされていきました。……「教える―教えられる―関係を前提にした「生徒らしさ」「教師らしさ」との言葉が、教育現場で教え・学ぶものの当事者性を否定し、自分の意見を述べ実践することを抑圧し、教育行政の下にある学校秩序の維持のための言葉になっていることが鮮明になりました。……(※当時これをY中闘争と呼んでおりました。)

同じようなことに組合活動でもぶつかりました。入船小闘争を経る中で、組合が現場で働く教職員……のためのものではなく、教育委員会と一体となり学校秩序を維持するための全員加入の御用組合に化していることがはつきりしました。また、組合役員が教育行政の役職に横滑りする「組合歴社会」になっていることも明らかになりました。一九七七年五月の浜教組の定期大会で、学校労働者のための浜教組は死んだとし、浜教組の解散を提案しそれが否決される中、浜教組から分裂し二〇名弱の少数で独自の組

在であり、社会参加が必要なのだとの印象を強くもって会場を後にした記憶がある。

この拙文は、私が社会人となり、学生時代に背を向けていた社会的・政治的活動に再び関わり、七〇年代後半には評議会共産主義の旗を掲げた政治的集団に関わりをもちつつ、自分の労働や生活の現場である学校や地域で実践してきたことの報告であり、そのことと、当日テーマとの関わりについてのささやかな回想的コメントである。評議会共産主義を掲げた政治集団がその周辺にいた主体に如何なる影響を与えていたのかということを知る一つの事例として参考にしていただければ幸いである。

## 二、一九六八―一九七六年 教員としての社会参加から社会的政治的運動の再開の時期

前述したように、一九六八年三月に大学を卒業し、横浜市立中学校の社会科教員となり以後三〇年以上にわたり教員生活を送ることになる。そして、この公立学校の教員という立場から社会的・政治的運動に関与するが、その関与は退職後も含め約半世紀に及び、変遷もある。この変遷の概略は、以下の文書(二〇一八年一月六日の「横校労結成四〇周年記念の集い」で配布したもので、概略を示すことができると思う。

### 横校労結成四〇周年記念の集いへの発言

……私は、今から五〇年前の激動の一九六八年三月に大学を出て、横浜北部の……中学校の社会科教員として勤務につきました。私が社会的な運動に関わったのはこの一九六八年以後のこ

合を結成しました。

組合結成後は、現場で働くものが学校の主人公になることをめざすため多岐にわたる活動をしてきました(そのことに「労働者権力」の樹立という言葉をにつかたこともありました)。

……多岐にわたる活動の中で特筆すべきものは、最後の職場であった日養護学校での実践でした。横校労、浜教組、浜高教、そして非組合員を組織し四者職場全員協議会を作り、超過勤務に対する「適切な配慮」の取得のための覚書を校長と結び、また、そのため勤務体系全般の見直し作業に入りました。しかし、退職という時間的限界の中で幕を下ろさざるを得ませんでした。

この実践の中で最終的に学んだことは、現場を担うものが現場の主人公になるには、現場で働くものどうしの協働・相互支援、そして何よりも、真摯な相互批判も含んだ衆議の重要性でした。

また、今でも忘れられないことは、職員会議が終わり、校長と職場協議会の役員が会議の主務者の座席を交代し職場協議会を開催する時、同じ会議室なのですが、一瞬に別空間となったように感じた驚きを含んだ解放感に近い気持ちです。この気持はその場にいた協議会の仲間が共有していたものだったようです。

……最後に退職後のことですが、一五年前に学校現場を離れたあとは、今の自分の生活現場である地域において……住民が地域の政治的・社会的活動の主人公となることをめざす活動に転換し、現在にいたっています。

二〇一八年一月六日 横校労結成四〇周年記念集會

大船支部 茂呂

私が最初に社会的政治的運動に関わるきっかけは、右の資料の中に「Y中闘争」であり、それは中学校におけるミニ全共闘運動だったのではないかと思う。この闘争終焉後に、私の周辺にいた教員や支援に駆けつけた横浜国大の学生などが集まり、「神奈川解放塾」という自己教育をめざす組織をつくり、学校の外から学校を撃つという名目をもった市民的・社会的運動を展開しようとした。また、活動拠点を白楽で入手し、横浜教育文化研究所と称した（横校労結成時の組合事務所ともなる）。いまから振り返るに、当時の私の頭脳からはこのような構想を考える能力はなく、この背景には、良質な全共闘運動総括論が持ち込まれていたと思う。

この闘争の当該であった生徒は高校生となり、「ペッペ集団」という五〇名規模の黒ヘルの集団をつくり、また、一部の高校生は「全中共同」という組織にはいり、三里塚や七〇年街頭闘争に参加していった。当時私の知らぬところでいろいろな新左翼系政治党派からの働きかけもあったようだ。最後は、高校生が日比谷の街頭闘争で逮捕されたことをきっかけに崩壊してしまい、解放塾に参加する主体は零という皮肉な結果となった。当時の私のこの活動に関わるスタンスは、よりよき教育実現のための手段以上のものではなかった気がする。

### 三、一九七七年から二〇〇二年 入船小闘争と横校労の結成から政治的活動参加の時期

私のこのスタンスを大幅に転換させたものが、入船小闘争からの横校労の結成であった。文中では「似たような経験」と書いて

階級 → 労働者権力

政党 → 政党はを推進する。

完成時には消滅するもの

この図は学生時代の先輩であり偶然同じ横浜の教員になり、以後社会的政治的行動をともにしてきたIさんの紹介で顔を出し始めていた学習会でのもの。政党は将来的には消滅すべきもの。この一点で同意し、末席ながら政治グループに事実上参加していくことになる。同時に新しく作った組合の書記長として組合活動にかかわっていくことになる。

少し後の話になるが、図に描かれた政党論は加藤正の「理論は実践の総括でありその違いから党派性が生まれる」との「理論の党派性」理論によって裏付けられるとともに、「実践を掌握する政党が実践を総括し理論化し、その理論によって実践を指導するのが政党である」との「党派性イデオロギー」理論に基づく政党がまさに学生時代私の前に立ちだかつた党派の理論的背景だったとの理解にいたる。

### 四、二〇〇〇～二〇〇三年 職場協議会運動から退職の時期

職場協議会運動での「解放感」については、私の脳裏に今でもある。また、この実践の五年後に次のような総括文書を書いており、一部紹介したい。

「・・・協議会に参加している全職員への校長の説明を要求す

あるが、運動の当事者か支援者かという点においては、支援を受ける側から支援する側への転換、ないし支援をしながら支援も受けるという立場への転換ということにはふれざるをえない。また、よりよき教育を求める教員運動の枠では説明できない領域に入っていく。

具体的には、浜教祖からの分裂に関して、教育観や浜教祖批判を共有していたと思われていた人々の中から、分裂組合を結成することに對しては、強烈な反対論が出された。その理由には、その人の政治的立場のみならず労働運動観や、哲学的問題から生きかたにかかわる問題が内包されており、分裂して新しい組合を結成することの困難性につきあたるとある。学生時代にぶつかった問題に再度直面するとともに、今回は私自身の生き方、働き方の問題として、内在的な問題として直面していくわけである。

また、入船小闘争の時、この争議が遠方から手弁当でくる人々によっても支えられており、また、闘争の当該主体以上に周辺の状態を的確につかみ、その内容を押し付けではなく、あくまで討論で共有していこうとする姿勢で対応し、また、「当面の敵」として対峙した地域ボスに対しては、最前線に立ち、当該主体以上に激しい闘いを挑む支援者に対して、感謝する以上の思いがあった。支援を享受する側に自己の存在を限定してはならないという感覚であろうか、ここで助けられたことはどこかでお返しをしなければならぬという感覚なのであろうか、それを政治というならば、私が学生時代に体験したものはまったく異質な「政治」の体験であった。今でも残っている当時の私のノートには、以下のようなメモが記されている。

ることになり、嫌がる校長をやっと同意させ、職員会議後に『校長説明会』を実施することになった。職員会議が終了し、一旦管理職が会場から退席、直前の職員会議の議長席に協議会の代表者が座り、校長を呼び入れ説明させる。協議会メンバーからは、協議書の破棄・全面改正の理由を問い詰めるが、校長は教育委員会が文書協定を認めていないの一点張り。それならば、超過勤務の実態をどう認識し、適切な配慮をどう変えようとしているのかの追及が出てくる。こういう場面になると日頃無口な意外な人が原則的発言をし、校長の提灯もちも若干のニュアンスの異なる発言となるのがおもしろい。校長を頂点にしての学校組織としての職員室が、一瞬にしてまったく異なった場にかわってしまうこと、職員会議では会議を掌握していた校長が質問されても何も答えられない無能な校長に変身させられてしまう不思議さ、面白さが生まれてくる。要するに、これは大衆団交だったのだ。かつて、社会人となった直後に衝撃を与えた『九・三〇』だったのではなからうか・・・（『21世紀への置文年08月号』『私論横校労三〇年史作製のためのメモ』より抜粋）

このように記し、その後のこの闘いの敗北の総括をなしつつ、この職場協議会運動を組合の基本方針に据えるべきとの提案をして文書を結んでいる。

私がこの職場協議会運動をなぜ展開しようとしたのか考えてみると、いくつかの要素が浮かぶ。まず考えられることは、横校労組合員の多くは職場一名という存在でありながら、最低でも数十名の職員を抱えている学校の中で、影響力を持ったために、他組合との他職員との共闘が絶対に欠かせない。組合の歴史の早い段階

からこの協議会運動と称しての実践はあった。H校の協議会も複数の組合の協議から出発をしている。

しかし、超勤問題を解決するためには、学校の勤務体系そのものの見直しが必要との考えに到った時、組合の協議会では対応できない側面が出てくる。組合というよりも職種の違いによる勤務実態の違いが話題になり、実習助手との話し合いや、協議会には最後まで参加できなかった給食調理員さんとの話し合いの必要性なども話題にのぼりはじめていた。組合や職域を越えた協議会が求められていた。それにしても、私の退職間際を狙っての文書協定破棄という姑息な校長の出方に有効に対応するにはあまりにも時間がなさ過ぎた。

また、この職場協議会的戦術行使は、「左翼少数派労働運動の終焉」と言われた後でも存続した横校労の取るべき道として、大石和雄さんが一貫して主張していた「働き方改革」「従業員代表委員制度」的な提起についての影響が少なからずあったことも否定できない。

それでは、このような運動の展望をどう考えていたのか回想してみるに、あの「解放感」の共有は組合や職能を越えたものであり、それを共有している主体同士の関係は、個的利害・人権の追求というレベルを超えた近代的価値を超える可能性を持つものであり、社会的存在としての人間の共同性を、または、一笑に附せられるかもしれないが、「共産主義」的価値の萌芽だったのかも知れない。

少し横道にそれるが、共産主義という言葉が近代共産主義の惨状を経る中で口にするにもはばかられるようになり多くの時間

域での住民自治の実現のための運動として継承しているつもりである。また、歴史教科書記述の批判運動からはじまった歴史認識にかかわる運動については、近代を止揚する可能性をもった歴史の検証を通してその教訓化をはかり、現状変革の方法にどう生かしていけるのかを追求していきたい。

## 六、おわりに

六月一七日の歴史と主体研の座談会の討論の中で、「清算主義的でない総括が必要なのではないか」との指摘があったが、一考を要する発言だと思った。もちろん、この発言は基調提起者が指摘する評議会共産主義と旗を立てたあとに生みだされた諸運動の限界性の指摘を否定しているわけではないと思う。提案者もその問題を総括し新たな提案もしているが、なぜ清算と受け止められしてしまうのか、評議会共産主義という綱領的問題と、総括から出されている方針との関係性の説明にもう一工夫あれば解決できる問題なのではなからうか。

以下、私なりに無い知恵をしぼり考えたメモを記し終わりにしたい。

- ・全共闘四五年記念誌にある総括の基軸を大学占拠に置いたことは、二〇一七年歴史民俗博物館展示への思いがけない大衆動員をプラスのものに転化する布石になっているのではない。
- ・全共闘運動と同時期に横浜貨物線反対運動の存在を発見し（その他の社会運動的領域の認識も）、地域住民運動から地域評議会的運動の可能性を歴史的に明らかにしたこと。

が経過しているが、私がこの言葉を少しでも肯定的に口にすることができるようになったのは、『21世紀への置文』01年号の「共産主義蒼古行」（前田浩志論文）である。共産主義ということをご代社会から存在するものと歴史的にとらえ、近代共産主義の批判的総括を導く論文であった。私は、この論文を読むことによって、中村さんが『第三インターとヨーロッパ革命』を通して近代共産主義の批判的総括を経ての評議会共産主義の提起をなしたとの理解にやっとたどりつけた（ただ、歴史的経緯からすると、前田提起自身は評議会共産主義提起があったがゆえに出されたものだったと理解をしたいが、どうであろうか）。

また全共闘運動についても同様なことが言える。私は職場協議会での校長説明会を、これはミニミニ9・30ではとのコメントを二〇〇八年にしたわけであるが、この本当の意味が闘いの戦術レベルの問題なのではなく、そこで生み出されてくる集団の質の問題だったということに気が付いたのが、全共闘四五周年記念誌の中にあつた「学園占拠」を全共闘運動の評価の基軸に据えたとらえ方に接することによってであった。そしてこのような全共闘運動総括が可能になったのも、評議会共産主義という綱領的提起があつたがゆえになされたのではなからうか。

## 五、二〇〇三年から二〇〇八年 退職後の地域活動の時期

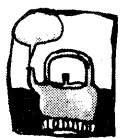
退職後の時期であるが、基本的には自分の活動の現場が、学校から地域に移り、地域の活動を軸にした時代である。ただ、学校現場での活動の帰結であつた職場協議会運動の到達点については「こうほくの会」という地域政党を構想する集団を軸にした、地

・労働者権力論から少数派労働運動としての左翼分裂少数派組合結成の戦術提起をなし、その実践総括から、現状を踏まえた働き方改革の提起、全従業員代表委員制度の提起、さらには、働き方の在り方を規定する生活の在り方の模索、そこから勤労者の生活の場としての地域という観点からの地域運動の提起、そして、情勢をふまえた労働運動と住民運動の結合の視点の提起……

また、沖繩自決、住民自治要求運動における、辺野古問題における住民投票のみならず地域闘争における諸課題に関する住民投票の戦略的位置づけの提起

・以上の新たな分析・提起は、評議会共産主義という旗を掲げたがゆえに、出されてきたものであるとの視点からのこの関係の詳論

・評議会共産主義という綱領的提起とそれを担う主体の組織的陣営の変遷についての整理の必要性。



(了)

◆本号前書きで大石代表が提起している歴史と主体研の二〇一八年度懇話会は、一月一八日(日)午後二時よりとされているが、会場はまだ決まっていない。近日中に正式のよびかけ状を発するもので、それに依らねたい。テーマは、この間の「戦後七〇年と中村丈夫」企画(全三回)をふり返りつつ、その補いを議論するということになるが、代表よりは「中村さんが言及しなかった諸問題」をとくに採り上げてはどうか?ということが発せられている。たとえば、丸山真男、吉本隆明らに対してどう考えていたのか、等々。各位より懇話会の内容につき、さらに提案をいただきたい。

◆16年号、17年号と、巻末の特別寄稿として、黒沢惟昭氏の「自分史のなかの『三池闘争』」をいただいていた。全三回で終了の企画で、現在「その三」の原稿をお預かりしている。しかし、氏の御事情から、その原稿の最終的な推敲ができないということがあり、今回、次号掲載とさせていただくこととなった。読者にはお断りしてお詫びしたい。

◆「若き中村丈夫の革命精神と労農派」(三森義道)の連載も、第三回が予定されていたが、筆者多忙のため今号には寄稿いただけなかった。次号には是非お願いしたいと考えている。

◆本号が採り上げている、さる六月一七日の座談会では、きちんと文章化されて今回掲載された茂呂秀宏氏のメモのほか、高橋潤氏よりもレジュメ(新左翼運動史に関わる)が提出された。文章化するまで労力を要するので、今号では採り上げられなかったが、さらに手を入れての投稿を要請したい。

◆中村丈夫さんが傾倒したグラムシについても、昨春の没後八〇年記念フォーラム以降、地道な研究が続けられている。コミンテルン・イタリア・グラムシ関係、トリアッティ論など興味深いものもあり、本誌としては極力ウイングを伸ばしていきたいと考えている。

◆沖縄知事選での玉城候補の勝利の報を受け、本誌も巻き返しへの決意を新たにしたい。読者各位のご鞭撻を!



■本誌購入および日常連絡

☎fax03 (3312) 4803 をご利用下さい。ご注文に対しては現品を必要部数先送します(送料当方負担)。同封の郵便振替用紙にてお支払い下さい(手数料ご負担を)。東京・新宿二丁目の模索舎にても扱っています。

研究誌(年1回刊)  
歴史と主体——中村丈夫研究  
第4号

編集/発行 中村丈夫記念・歴史と主体研究会  
発行人 大石和雄  
発行日 2018年10月15日  
発行所 フェニックス社  
〒135-0016 東京都江東区東陽1-19-19  
松美荘B103  
振替 00180-3-29605

定 価 400円



(USBメモリ)

# 中村丈夫遺稿集

編集・中村丈夫遺稿集作成委員会(代表・大石和雄)

**頒価2,000円にて好評発売中!**  
**論稿181点(全874頁, 18分類)を収容**

2007年に亡くなった中村丈夫は、新左翼運動の牽引者として闘い抜いた人である。経済学をはじめ、政治学(グラムシ研究)、軍事学の各分野に通じたその鋭い論考は、今日の状況に対してもなお多くの示唆を与えている。

この『遺稿集』は、敗戦直後に執筆した農民運動への論及から始まり、その後、新左翼運動に投じた1960年代半ばから、病いに伏す直前1996年までの、彼が重ねた思索を文字化した各種論稿——新聞雑誌や政治団体の機関紙誌に寄稿した論文、また研究会や集会での講演などのために用意したレジュメ、メモ、さらに講演録など——を網羅している。

●収録論稿の分類( [ ]は論稿の点数)

1 資本論	[1]	10 戦略戦術	[27]
2 経済学	[6]	11 汎労働論	[5]
3 農業問題	[4]	12 組織論	[3]
4 日本国家	[13]	13 哲学	[2]
5 帝国主義	[8]	14 ポーランド「連帯」運動	[6]
6 長波論	[22]	15 沖縄闘争	[12]
7 グローバル資本主義	[2]	16 労働運動	[8]
8 綱領的レベル	[27]	17 秩父蜂起	[1]
9 共産主義運動史	[25]	18 軍事	[9]

☆ご購入の申し込みは、次の事務所または連絡先に、郵便または電話/FAXによりお願いします。

◆〒135-0016 東京都江東区東陽1-19-19 松美荘B-103 フェニックス社

◆(電話/FAX)〒166-0011 東京都杉並区梅里2-13-10 前田浩志 Tel/Fax 03-3312-4803

現品を先送り(送料当方負担)します。同封の郵便振替用紙にてご支払い下さい(手数料ご負担願います)。

なお、東京・新宿二丁目「模索舎」(<http://www.mosakusha.com/newitems/>)でも扱っています。

定価 400円